

避難所だより

1 被災した家屋等の解体・撤去

個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体・撤去を行います。
※個人または中小企業者が解体業者等と契約する必要はございません。

〈対象〉

り災証明書で半壊以上の被害と判定された家屋等

※ 家屋等にはアパートなどの貸家や中小企業者が所有する事業所等も含まれます。

〈手続き〉



(1) 予約券の配付

解体・撤去申請を受け付ける日時の予約券、依頼書等及び申請に関する説明チラシを配付します。
※予約券配付時には、持参いただくものはございません。り災証明書も不要です。ただし、り災証明書の申請はお済ませください。

【予約券配付の窓口】

- 市役所14階大ホール
- 西区役所
- 北区役所
- 東区役所
- 南区役所(アスパル富合)
- 託麻総合出張所
- 城南総合出張所

【配付期間】

期間:6月13日(月)~8月31日(水)

【配付時間】

上記期間中(土・日・祝日を含む)、午前9時~午後4時

熊本市被災家屋等の解体・撤去申請 予約券	
<small>記載の日時に、本予約券と必要書類を熊本市役所本庁舎14階に、持参してください。</small>	
申請日時	
平成28年6月22日(水) 午前9時	
【所有者】	
氏名	_____
住所	_____
電話番号	_____

(2) 解体・撤去申請受付

【申請受付開始日】

平成28年6月22日(水)

予約券に記載された日時に必要な書類等を持参して市役所14階で申請を行ってください。

【申請窓口】

市役所14階大ホール

【必要なもの】

- 事前配付の予約券
- 依頼書(予約券配付と同時に配付)
- り災証明書(原本)
- 印鑑(実印)等

〈すでに解体を行った被災家屋等の解体・撤去費用について〉

※すでに解体を行った家屋等についても、上記の日程で予約券を配付の上、申請を受け付けます。
ただし、**申請受付開始日(平成28年6月22日)以降の契約は、本制度の対象外**となります。

また、制度の対象となった場合でも、解体・撤去に要した費用の全額を市が負担できるとは限りません。市の基準を超える場合には、超過分は所有者負担となります。

熊本市での解体・撤去申請受付開始前に解体された場合(契約された場合)には、次の関係書類等の保管をお願いします。

- 解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- 解体工事にかかる契約書、見積書、領収証
- 解体工事にかかるマニフェスト(扇田環境センター以外に廃棄物を持ち込んだ場合)

2 災害義援金の申請受付開始 受付開始日:6月1日～

平成28年熊本地震の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金の申請受付を開始しました。熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準に従って配分します。

《対象者》

- ◆災害義援金は、災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金の対象及び申請者と同一となります。
※災害義援金の申請にあたっては、事前又は同時に災害見舞金等の請求を行ってください。
(災害見舞金等の請求では、それぞれ必要となる書類をご用意ください。)

《申込方法》

◆窓口

- 9:00～16:00 (当面の間 土・日・祝日含む)
- ・熊本市役所14階大ホール
 - ・東区役所、託麻総合出張所
 - ・西区役所
 - ・南区役所(アスパル富合)、城南総合出張所
 - ・北区役所

◆必要なもの(災害見舞金等を申請済み又は同時申請の場合)

- ・平成28年熊本地震災害義援金申請書 ※申請書には印鑑(認印可)が必要です。
※申請書は、申請窓口でお渡しするほか、熊本市ホームページからもダウンロードできます。

《お問合せ》

0120-013-572 (被災者支援情報ダイヤル)

◆郵送先

〒860-8601
熊本市中央区手取本町1-1
生活再建支援課 義援金配分担当

※ すでに災害見舞金等の請求が済んでいる場合は郵送でも申請可能です。

義援金の配分対象及び第1次・第2次配分額 (※平成28年6月9日時点)

人的被害	1次	2次	合計	住家の被害	1次	2次	合計
ご遺族	22万円	60万円	82万円	全壊	22万円	60万円	82万円
重傷を負った方 ※	2万2千円	6万円	8万2千円	大規模半壊	11万円	30万円	41万円
				半壊			

※ 熊本地震により1ヶ月以上の重傷を負った方

◇すでに義援金の申請がお済みの場合は、新たな申請は不要です。

3 熊本市災害ボランティアセンター

家の片付けなどをお手伝いします

熊本市災害ボランティアセンターより派遣されるボランティアが、熊本地震で被害を受けた家の中の片付けなどの生活復旧のお手伝いをします。

- ※ 依頼順にかかわらず、高齢者1人暮らし、高齢者夫婦世帯、障がいがある方を優先します。
- ※ ボランティアの派遣調整に、少々お時間がかかります。
- ※ 危険を伴う作業など対応できない内容があります。

《申込み方法》

以下のいずれかの方法で災害ボランティアセンターへお申し込みください。

◆電話(いずれかにおかけください) ※受付時間 9時～16時

090-6653-1592 090-6653-1581 080-3025-7621
080-3025-7641 080-3025-7796 080-3025-8917

◆ファクス

市ホームページまたは熊本市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできる「ボランティア依頼票」をファクス(096-354-2122)

◆電子メール

- 1 住所・氏名・電話番号を電子メールで(info@kumamoto-city-csw.or.jp)に送信
- 2 本センターより折り返しご依頼者に電話をかけ、詳しい依頼内容を確認

《お問い合わせ》

ボランティア依頼に関するお問い合わせは、申込み先の電話番号にご連絡ください。

その他、最新の情報は、熊本市社会福祉協議会ホームページをご確認ください。[熊本市社協](#)で検索